

6 販売原票等取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場の卸売業者が作成する販売原票等に関して必要な事項を定める。

1 委託物品の送り状等

- (1) 卸売業者は、委託者に対し、出荷者名、委託先卸売業者名、出荷年月日、品目、等級、数量等を明確に記載した送り状の添付を要請しなければならない。
- (2) 卸売業者は、委託者が送り状用紙を作成することが困難な場合には、送り状用紙を準備し、これを委託者に使用させなければならない。
- (3) 卸売業者は、委託物品の受領にあたっては、送り状と当該物品とを照合したうえ、卸売業者名、受領担当者名、受領年月日、品目、等級、数量等を記載した物品受領書を委託者に交付しなければならない。ただし、委託物品に(1)に掲げる必要事項を記載した複写式の送り状が添付されている場合には、その一枚に卸売業者名、受領担当者名及び受領年月日を表示した受領印を押印したものを物品受領書にかえることができる。

2 販売原票の一連番号等

- (1) 販売原票は、複写式にしなければならない。
- (2) 販売原票には、一連番号を付さなければならない。
- (3) (2)の一連番号は、その連続性を明確にするために、売場単位ごとに付することができる。
- (4) 卸売業者は、販売原票を使用するときは、あらかじめ販売原票使用申出書(第1号様式)に当該販売原票を添付して奈良県中央卸売市場場長(以下「場長」という。)に提出しなければならない。

3 販売原票への記載

- (1) 販売原票には、黒色のボールペンで、容易に判読できるように明確に記載しなければならない。
- (2) 数字を記載するときは、その単位を明らかにし、かつ全けたを数字で記載しなければならない。
- (3) 記載事項が上欄の記載事項と同一の場合は、下欄には、縦線をもって記載できるものとし、その欄を空欄にしてはならない。
- (4) 販売原票に余白を生じたときは、余白の全体にかけて必ず斜線を引かなければならない。
- (5) 「売買取引方法」の欄には「せり」又は「相対」と記載しなければならない。
- (6) 「集荷方法」の欄には「委託」又は「買付」と記載しなければならない。
- (7) 「販売方法」の欄には、市場外での販売については「場外」若しくは「電子商取引」と記載しなければならない。

4 販売原票の写しの提出

- (1) 卸売業者は、奈良県中央卸売市場条例(昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。)第55条第1項の規定により販売原票の写しを提出するときは、当該販売原票を番号順にそろえ、販売原票使用報告書(第2号様式)を添付して提出しなければならない。
- (2) 電算処理による販売原票の提出は、検索が可能な電子媒体(販売原票様式)で提出

することができる。

5 販売原票に記載した事項の訂正

- (1) 販売原票に記載した事項は、みだりに訂正してはならない。
- (2) 販売原票に記載した事項の訂正は、誤りの記載事項を横線2本をもって抹消し、訂正理由を明記し、その上部の余白に正しい記載事項を記載の上、当該箇所に責任者が捺印して行われなければならない。なお、抹消した記載事項は、読みとれるようにしておかなければならない。
- (3) 卸売業者は、販売原票の写しを場長に提出した後、訂正事項が判明した場合には、速やかに販売原票記載事項訂正届出書（第3号様式）を場長に提出しなければならない。

6 販売原票の汚損又は破損

- (1) 卸売業者は、販売原票を汚損し、又は破損した場合には、当該販売原票を書きかえ後の販売原票に添付しなければならない。
- (2) 卸売業者は、販売原票を汚損し、又は破損した場合には、書きかえ後の販売原票の一連番号の上に「〇〇番書きかえ」と記載し、かつ4の販売原票使用報告書にその旨を記載しなければならない。

7 販売原票の管理及び届け出

- (1) 卸売業者は、販売原票の管理責任者を定め、販売原票の使用状況を明確にしておかなければならない。
- (2) 卸売業者は、(1)の販売原票管理責任者を定めた場合には、第4号様式により場長に届け出なければならない。当該責任者を変更した場合も同様とする。

8 電算処理による販売原票の作成について

- (1) 作成の範囲については、せり売又は入札以外の方法により卸売（相対売）を行う物品とする。ただし、予約相対取引についてはその旨を区分して作成する。
- (2) 販売原票は、印刷時に一連番号を付し、使用する前に開設者の検印を受けなければならない。
- (3) 販売原票打ち出しの際の空打ち分については、販売原票廃棄届に添付して開設者に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和55年3月31日から実施する。

附 則 この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

販売原票使用申出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名 称
代表者氏名 印
(署名の場合は、押印は不要です。)

下記のとおり販売原票を使用したいので申し出ます。

記

区 分	番 号	枚 数
	～	

販売原票管理責任者（変更）届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名 称
代表者氏名 印

（署名の場合は、押印は不要です。）

販売原票等取扱要領7の（2）により販売原票管理責任者を下記のとおり定めた（変更した）ので届出します。

記

氏 名	担 当 部、 課	備 考

